

小規模多機能型居宅介護 よつや正吉苑 運営管理規程

（事業の目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人正吉福祉会が設置する小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員、看護職員等（以下「従事者」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「多機能型居宅介護」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護状態、または要支援状態となった利用者が、可能な限り住み慣れた自宅において自立した生活が営めるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、宿泊サービス及び訪問サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護や、その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。加えて、この援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、向上を目指す。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称 小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑
- （2） 所在地 東京都府中市四谷 4－4 6－8

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1 名（計画作成担当者兼務）
管理者は、事業所の従事者および業務の管理を行う。
- （2） 計画作成担当者 常 勤 1 名（管理者兼務）
計画作成担当者は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切

なサービスが提供されるよう居宅サービス計画及び介護予防居宅サービス計画の作成、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「多機能型居宅介護計画」という。）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等の他の関係機関との連絡、調整を行う。

- (3) 介護職員 常 勤 6名
 非常勤 7名

ただし、業務業況により増減員することができるものとする。

介護職員は、多機能型居宅介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

- (4) 看護職員 常 勤 1名

看護職員は、多機能型居宅介護計画に基づき、利用者に対して日常的な健康管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 3 6 5 日（年中無休）
(2) 営業時間
 ① 通いサービス（基本時間） 0 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
 ② 宿泊サービス（基本時間） 1 6 : 0 0 ~ 0 9 : 0 0
 ③ 訪問サービス 2 4 時間

(利用定員)

第 6 条 事業所の登録定員は29人とする。

- 2 1日の通いサービスの利用定員は15人とする。
3 1晩の宿泊定員は5人までとする。

(介護の内容)

第 7 条 多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 通いサービス及び宿泊サービス
 事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。
 ① 日常生活の援助
 ② 健康チェック
 ③ 食事支援
 ④ 入浴支援
 ⑤ 排泄支援
 ⑥ 送迎支援

(2) 訪問サービス

利用者宅において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話、支援を提供する。

(3) 相談、助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(多機能型居宅介護計画の作成と記録等)

第 8 条 多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に多機能型居宅介護計画を作成する。

2 多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る。

4 作成した多機能型居宅介護計画は利用者又はその家族に交付する。

5 利用者に対し、多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

6 多機能型居宅介護計画作成後においても、常に計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

7 事業所は、多機能型居宅介護計画に基づいたサービス提供について記録を作成し、契約終了後5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じて事業所内にて閲覧できるものとする。

(小規模多機能型居宅介護 短期利用型)

第 9 条 当事業所は、登録定員の範囲内で、短期間の小規模多機能型居宅介護(短期利用型)を提供する。

2 利用者の状態や家族等の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合にサービスを提供する。

3 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。

4 小規模多機能型居宅介護(短期利用型)の利用に当たっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画書の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が小規模多機能型居宅介護(短期利用型)サービス計画に従いサービスを提供する。

(利用料金等)

第10条 事業所が提供する多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、法令の定める負担割合分の支払いを受けるものとする。(別紙料金表) なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食事の提供に要する費用 朝食300円・昼食550円・夕食650円
おやつ代100円

(2) 宿泊に要する費用 1泊 2300円

(3) 次項に定める通常の事業の実施地域以外の居宅において、訪問サービスを提供する場合に要する交通費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

① 事業所から10km未満 0円

② 事業所から10km以上15km未満 300円

③ 事業所から15km以上20km未満 400円

④ 事業所から20km以上25km未満 500円

(5) 次項に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行った場合の費用は次の額とする。

① 事業所から10km未満 0円

② 事業所から10km以上15km未満 片道150円

③ 事業所から15km以上20km未満 片道200円

④ 事業所から20km以上25km未満 片道250円

(6) 前各号に掲げるもののほか、多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3 前各号に掲げる利用料金の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、別途契約書で指定する期日、方法により受けるものとする。

4 前項の支払いを受けたときは、利用料とその他費用について記載した領収書を交付する。

5 多機能型居宅介護の提供開始に際し、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。

6 費用を変更する場合には、前項と同様に利用者又はその家族に事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない共同生活介護に係る利用料金の支払いを

受けた場合は、提供した多機能型居宅介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 1 1 条 通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

四谷、住吉町、日新町、南町、分梅町、美好町 3 丁目、本宿町 1 ～ 2 丁目、西府町 1 ～ 2 ・ 5 丁目

（利用にあたっての留意事項）

第 1 2 条 利用者及びその家族は、多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意点、利用当日の健康状態等を事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

2 事業所は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- （１） 体調に変化が生じた際は速やかに申し出る。
- （２） 他者の迷惑にならないよう配慮する。
- （３） 施設、設備の利用については事業所からの指示を守る。
- （４） ペットは持ち込まない。

（身体的拘束等の禁止）

第 1 3 条 事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除く。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の様態及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前項の身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、その他従事者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- （１） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催し、その結果について介護職員、その他の従業者に周知徹底を図る。
- （２） 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （３） 介護職員、その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(秘密保持)

第14条 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項を第三者に漏洩してはならない。

2 事業者は、従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項を保持させるために、その旨を定めた誓約書の提出を求める。

3 その他、個人情報並びに秘密事項の保持については個人情報管理規定に定める。

(苦情処理)

第15条 管理者は、多機能型居宅介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第16条 管理者は、利用者に対する多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 事業所は、利用者が使用する備品等、又は飲用に供する水について衛生の管理に必要な措置を講じるとともに、常に衛生管理に留意するものとする。

2 事業所は、事業所における感染症等の発生、蔓延の防止に必要な措置を講じるものとする。

(緊急時における対応策)

第18条 従事者は多機能型居宅介護の提供中に利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、ご家族及び管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。又、必要に応じて救急要請等を行う。

2 従事者は、多機能型居宅介護の提供中に天災、その他の災害が発生した場合には、利用者の避難等の必要な措置を講ずるとともに、ご家族及び管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第19条 事業所は非常災害に備えるため、防災訓練を次のとおり行うとともに、必要な設備を整えるものとする。

消火訓練	年2回	通報訓練	年2回
避難訓練	年1回	総合訓練	年1回

(運営推進会議)

第20条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 事業者は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項については運営推進会議規程に定める。

(その他運営についての重要事項)

第21条 事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回

- 2 事業所は、多機能型居宅介護の提供に関する記録を整備する。

- 3 この規程を定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人正吉福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための処置)

第22条 当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じると共に、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- (1) 虐待防止に関する責任者 管理者 森部 みどり
- (2) 虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的開催する。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の

変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 3 年 6 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。